

第4回江別市後見実施機関に関する検討委員会議事録

1 日時 平成29年1月26日（木）14時00分～15時48分

2 場所 保健センター3階会議室

3 出席者（敬称略）

（委員） 林 恭裕（北翔大学教授）、西脇 崇晃（弁護士）、
大桃 涼輔（司法書士）、菅 しおり（社会福祉士）、
森田 弘之（NPO法人）、中川 雅志（江別市社会福祉協議会）
（アドバイザー） 東 啓二、佐々木 佐織
（東京大学大学院教育学研究科・一般社団法人地域後見推進センター）
（事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉課長、障がい福祉係長、
介護保険課長、参事（地域支援事業担当）、主査（地域支援事業担当）、
主任（地域支援事業担当）
（傍聴人） なし

4 欠席者 なし

5 委員会資料

- ・次第
- ・資料1 第3回検討委員会までの議論のまとめ（案）
- ・資料2 江別市後見実施機関設置要綱（案）
- ・資料3 江別市成年後見支援センター事業実施要綱（案）
- ・資料4 江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について

6 議事概要

【1 開会】

（健康福祉部長挨拶）
（会議成立要件の報告）

【2 検討事項】

（1）「第3回検討委員会までの議論のまとめ」について

○委員長

次第に沿って議論を進める。第3回検討委員会までの議論のまとめについて、事務局からの説明を求める。

(事務局より資料1に基づき説明)

○委員長

各委員から意見を求める前に、アドバイザーより提供のあった資料について説明を求める。

○アドバイザー

この資料は、過去に市民後見人養成研修実施のモデル事業を国が行い、そのモデル事業を実施した市町村を対象として年に1回行われる研修会で、最高裁判所家庭局の研修会出席者から発言された要旨を研修会事務局がまとめたもの。現在国で行っている成年後見制度利用促進法（以下「促進法」という。）のワーキング委員会でも提示された資料である。

一般市民の方に後見人の業務をお願いできる環境が整えられるということは家庭裁判所にとって歓迎すべきこととされており、家庭裁判所では市民後見について理解を示している。市民後見人を選任したくないという考えは持っておらず、後見人のなり手を確保することが家庭裁判所にとって大きな課題となっている。

平成26年の1年間で後見人等として選任された親族は全体の約35%であり、平成27年は約30%である。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人は、平成26年は全体の56%であり、平成27年は約61%となっている。家庭裁判所では、親族に後見人を依頼できない方については専門職に後見人を依頼しているが、専門職の人数も限られているため、それも限界になりつつあると考えている。

市民後見人は、本人に身近な存在として意思をより丁寧に聞きながら、後見事務を進めていくだろうと、家庭裁判所としても市民後見人の強みを認識している。

各自治体では市民後見人の養成に力を入れているが、なぜ家庭裁判所が市民後見人を多く選任しないのかという疑問が相当あり、大きな理由として、市民後見人として選任された後の、後見実施機関による支援体制がないため不安を感じているケースが多い。後見実施機関の必要性を裁判所も理解している。

実際に後見事務を経験したことがない一般市民に、判断能力を欠いている支援対象者を保護する役割を最初から全て任せるのは、裁判官としても不安を感じる。

後見実施機関による支援体制があれば、裁判官としても安心して市民後見人を選任できる環境が整っていると言える。

裁判所が安心して市民後見人の選任を行うために、法人後見の後見支援員として経験を積むこと、個人で選任された場合に、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が後見監督人として支援できる体制が整っていることが必要。家庭裁判所では社協を信頼できる組織として位置付けている。

家庭裁判所では、後見人候補者を探すことが負担になっており、後見活動の安全性確保のため専門職にお願いしている部分もあるが、現在の制度利用者数でも監督業務が限界にきている。促進法のワーキング委員会の中でも、今後利用者が増加すると監督業務はできないとしており、家庭裁判所は後見人の選任と解任のみを行っていくこととしている。

監督業務については、裁判所の関連機関約300と同数程度の後見サポートセンターのような組織を中間に設置し、その下に自治体の後見実施機関が属する形で後見制度を安心して地域に広げていく方法が議論されている。

必ず自治体の後見実施機関が一番下にあって、裁判所に代わる監督を行うシステムを将来的に作っていきたいと議論されている。そのシステムの中に組み入れられているのが後見サポートセンターと後見実施機関と明記されている。

今後自治体が後見実施機関を設置することは必須であると、促進法のワーキング委員会でも議論されている。

○委員

個人受任している市民後見人は報酬と表現し、法人後見の後見支援員は謝金と表現している。何か考え方等の違いはあるのか。

○事務局

道内他市町村においても、謝金、謝礼、後見支援員に対する報酬などと表現しているところがあり、明確な基準はないものと考えている。ただ、後見業務を生業としてではなく、有償ボランティアという意味合いで捉えるのであれば謝金という表現の方がいいのかもしれない。

(2) 「江別市後見実施機関設置要綱」について

(3) 「江別市成年後見支援センター事業実施要綱」について

○委員長

江別市後見実施機関設置要綱（以下「設置要綱」という。）及び江別市成年後見支援センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）について、一括して事務局からの説明を求める。

（事務局より資料2～3に基づき説明）

○委員

運営協議会については記載をしないのか。

○事務局

運営協議会設置の方向性が決まっていないため記載していない。市と社協で設置場所について調整を行い、どちらに設置するとしても市の関与のあり方をしっかり決定する必要があると考えており、市が積極的に責任をもって対応していける体制を整備したい。仮に市に設置することになれば、運営協議会に関する設置要綱を別途定めることになると思う。社協に設置することになれば、社協が設置する要綱の中に何かしらの文言を加えてもらう

ことになる。

○委員

社協が設置する予定である実施要綱の第6条について、「社協が実施する」と記載されているが、社協が設置する要綱に社協が実施するとあえて記載する必要はないのではないか。市の方で設置する予定である設置要綱の第5条第2項に「社協に委託する」と記載することはできないのか。

もう一点、実施要綱の第7条に事業の詳細が記載されているが、実施要綱には設置要綱の第4条第8号に記載されている「会議の運営」が記載されていない。実施要綱に記載する必要はないのか。

○事務局

1点目について、委託ということになれば制度上単年度の委託契約になると思われる。入札に準じて、おそらく随意契約等の手法になるかと思うので、要綱に委託先を明示することは難しいと考えている。法制担当部局などと相談しどういった要綱にするか協議を進めていきたい。

2点目について、設置要綱では受任調整について第4条第8号に記載しているが、実施要綱では第7条第7号の中に包括して記載する作りになっている。

○委員長

社協で実施要綱を設置するのであれば、第6条は削除しても良いということか。

○事務局

そういうことになる。

○委員

他市町村の要綱を確認すると、市への業務報告に関する規定があるが、今回の要綱案には記載されていない。規定をしなくても大丈夫か。

○事務局

業務報告は必要だと考えている。ただ、要綱に記載するかはこれから検討させたい。

(4) 「江別市成年後見制度利用支援事業」について

○委員長

江別市成年後見制度利用支援事業（以下「利用支援事業」という。）について、事務局からの説明を求める。

(事務局より資料4に基づき説明)

○委員

申立てに係る助成対象費用の内訳について、要綱の改正案には交通費が記載されていないが、記載がなくても当然に対象に含まれるという意味か。

○事務局

裁判所で示されている申立費用の中に交通費は含まれていなかったと思う。裁判所では直接申立てにかかる費用は求償の対象になるが、その前段階である診断書の作成費用等も対象になるのか確認が必要だと思っている。地域支援事業の利用支援事業では、診断書の作成に要する費用も助成の対象に含めていると思うので、助成対象として診断書発行費用等を明記することは問題ないと考えている。

○委員

後見制度の利用に係る費用について、交通費や、通信費などの後見事務費は本人負担が原則だと聞いている。交通費は後見制度の利用申立費用には含まれない。ただ、申立てに係る費用は申立人の負担が原則なので、それを本人負担とするためには上申書の提出が必要である。上申書の提出があれば、裁判所がどこまでを本人負担とするかの審判を行う。市長申立てであれば、本人負担とするために上申書を提出することになると思うが、その中で申立てにいくら費用がかかったか明細を提出することになる。その中で裁判官が、本人負担をいくらとするか審判の中で明記することになる。

○事務局

本人というのは支援対象者のことか。

○委員

そのとおりである。

市長申立ての場合、市が負担した分を本人に負担させると審判が出た場合は本人の財産の中から支出することになる。利用支援事業を利用したいということになれば、そこで改めて利用支援事業の申請書を提出してもらい、家庭裁判所の審判をふまえて助成を行うか判断することになるのではないか。

○事務局

上申書の提出について、資力のない方を対象とした利用支援事業でありながら、公平性の観点から特別な事情に該当するとして本人に負担を求める場合の判断がなかなかつきづらいついて、上申書を提出することが一般化していると聞くが、そういった対象者について上申書を提出することに意義が見いだせない。助言をいただきたい。

○委員

申立ては申立人負担が原則であるため、上申書を提出せずに市長申立てを行えば申立費用は市が負担することになると思う。あとは市の方の財政面でどう判断するかによると思う。利用支援事業の助成金を活用するとなれば、本人負担とするための審判が必要になると思う。

○委員

申立支援業務は成年後年支援センター（以下「センター」という。）が行うが、かかった費用は最初から市で負担するという場合や、センターが申立支援業務を行い要した費用を市に請求するというのであれば上申書の提出は必要ないと思う。

センターが申立支援業務を行い、かかった費用を後から市に請求する方が、上申書を提出するよりも良いと考える。

助成対象者の改正案に記載されている「後見制度の申立て費用及び成年後見人等に対する報酬を支払うことで、生活保護受給要件の対象になる者」について、こういった形で判断を行うのか。

○事務局

後見実施機関を設置済である他市においてもこのような内容としているところがある。具体的な判断方法については今後研究を進めていきたい。

○委員

市長申立てに限定しない場合、本人もしくは親族申立てに分かれてくると思う。親族が申立てをした時であっても、助成の要件は本人が生活保護受給者もしくは準ずる者であることになるかと思うので、申立人となる親族が本人負担とする上申書を提出し本人負担とされなければ助成対象とはならないということで良いか。

○事務局

そのように考えている。

○委員

それであれば、助成を受けるためには、申立人負担とするか本人負担とするか、実際に申立てを行って裁判所がどちらの負担として判断するか委ねられるということになる。

もう1点確認したいのは、報酬上限額について、改正案では「次の区分ごとに定める上限額と、家庭裁判所が決定する金額のうち、いずれか低い方の金額とする」とある。資産の少ない方については、家庭裁判所が決定する報酬額は低額か0円ということになることが多い。家庭裁判所が0円と決定した場合は助成の対象とはならないということで良いか。

○事務局

この制度は被後見人に対する支援と理解しており、仮に報酬額が1,000円と決定されれば被後見人の財産から支出されるのは1,000円なので、その金額を上限として助成することが原則であると考えている。

○委員

市長申立案件で社協が法人受任し後見支援員が活動した場合、後見支援員の謝金額と利用支援事業の助成額と家庭裁判所が決定した報酬額の3つの金額が出てくると思うが、それはこういった整理をするのか。

○事務局

それは別個のものと考えていることになると思う。後見支援員の謝金は後見業務を担っていることに対してセンターが支払うものであり、後見支援員とセンターの間での話になる。仮に家庭裁判所が後見報酬額を1,000円と決定した場合でも、後見支援員への謝金をそれ以上の金額と定めていればその金額を支払うことになると考えている。

○アドバイザー

生活保護受給者など財産がない方については、後見報酬申立てを行っていない場合が多いと思う。ただ、利用支援事業を実施している自治体の場合、後見人が裁判所に利用支援事業の存在について説明し報酬額を決定してもらっていることもあると聞く。その場合、次に確認する必要があるのが、自治体で事業予算が確保されているかということである。その場合は、自治体と裁判所で協議を行っているというところもあると聞く。本州では、助成件数を年30件といったように助成額の上限を定めているところもあると聞く。

被後見人の財産状況から報酬が発生しない場合、利用支援事業の助成上限額をもとに家庭裁判所が報酬額を決定していると聞いたことがある。

○事務局

過去に日本弁護士連合会の報告書の中で、利用支援事業で助成上限額を定めている場合、家庭裁判所はその金額の範囲内で事実上報酬額を決定していると記載されていた。

○委員

後見制度の利用申立書や報酬付与の申立書に、利用支援事業の対象であることや制度を利用する予定であることを記載していれば、裁判官もそれを参考に審判すると聞いている。

○事務局

市としては、本来被後見人の財産状況から家庭裁判所が決定した報酬額を、本人の支援を行うために助成するという立場に立っている。仮に助成上限額を5万円と定めていた場合、本人の財産状況では本来報酬が発生しないのに、助成上限額が5万円であるためその

範囲内で報酬額を決定されてしまつては、制度の趣旨が変わつてきてしまうと考える。

そういった場合に、上限額を決めるための拠りどころとするのは、先進例や過去に国で示した金額、東京家庭裁判所が示している金額になる。

いずれにしても上限額は今後検討していく必要がある。

○アドバイザー

例えば、裁判所が、専門職の報酬額を28,000円と決定し、市民後見人の報酬額はその半額とした場合、一律同額を助成するのではなく、決定額を上限として助成すると整理をつけていく必要がある。裁判所も報酬額の上限があれば、専門職と市民後見人等の報酬額を決定する時にバランスを取りやすくなる。

もう1点、助成を行う場合、助成金を被後見人の口座に振り込むのか、後見人の口座に振り込むのか決めておく必要がある。本人支援という意味では、助成金は被後見人の口座に振り込み、後見人がそこから報酬を受け取るという方法が良いと思うが、後見人の口座に直接振り込みを行っている自治体が多い。本人支援という立場に立てば被後見人の口座に振り込みを行うべき。いずれにしても運用についてしっかり決めておく必要がある。

他に、求償規定を設けるべきである。助成対象者に高額な相続財産が発生した場合、それまでに助成していたものがあるのであれば返金してもらう必要がある。そのままにしてしまえば、個人財産の増加に公金が寄与していたことになってしまう。生活保護法では求償規定を設けているはずなので参考にしてはどうか。

○委員

報酬と後見支援員への謝金について、報酬は家庭裁判所が金額を決定するが、後見支援員への謝金額については、要綱等で定める予定なのか。

○事務局

後見支援員への謝金額については、後見人報酬の有無に関わらず、何らかの形で定額を定めることを予定している。

○委員

法人後見の報酬額が後見支援員の謝金額を上回った場合はどうなるのか。

○事務局

あくまで謝金額として定められている金額を支給するものと考えている。そういったものがたくさんあれば、社協の後見事務の安定した運営にもつながってくると思う。

○委員

後見報酬と後見支援員の謝金の間で差額が発生した場合について、しっかり整理をしておく必要があると考える。

○事務局

それについては、市民後見人候補者名簿登録や受任の際に、市民後見人および後見支援員は社会貢献活動、いわば有償のボランティア活動の一環として行うものであることを説明し、その理念を理解してもらうことを予定している。

○委員長

他になにか意見はあるか。

○事務局

先ほどの議論で出ていた、成年後見制度の利用申立てに係る費用負担の上申書提出について確認したい。診断書の発行に要する費用など、申立ての前にかかる費用についても上申の中を含めることができると理解しているが、間違いないかご教示いただきたい。

○委員

具体的な費用を証明できる領収書などを上申書に添付すれば可能だと聞いている。

○委員

専門職に本人や親族申立てを依頼した場合、通常法テラスを利用し、費用等を立て替える中で、報酬の他に実費の立て替えも行えるので、情報として持っていてもいいと思う。

生活保護受給者であれば、償還免除になる場合もあるので、そこで費用を賄えるのであればあえて市で助成を行う必要もないと思う。

【3 その他】

○委員長

以上で検討委員会の議論を終了し、ここからは事務局に進行をお願いする。

○事務局

これまでご協力いただいたことに感謝申し上げます、健康福祉部長より挨拶申し上げます。

(健康福祉部長挨拶)

【4 閉会】